

目 次

はじめに

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の構成と期間	1
□時代を切り拓いてきた神奈川	2

〔将来展望〕

第1章 時代の変化と見通し	6
第2章 21世紀の神奈川の展望	13
1 三つの基本目標	13
2 県土の将来構想	15
(1) 県土形成の基本的視点	15
(2) 地域政策圏の形成	16
(3) 県土形成の基礎的条件	18
3 政策展開の基本方向	21
(1) 政策展開の基本的視点	21
(2) 政策の基本方向	21
I 健やかな福祉社会をめざして	22
II 彩り豊かな生活をめざして	24
III 環境との共生をめざして	26
IV 安全で魅力ある都市をめざして	28
V 活力ある地域経済をめざして	30
VI 平和な地球市民社会をめざして	32
VII 共に生きる参加型社会をめざして	34

〔実行計画〕

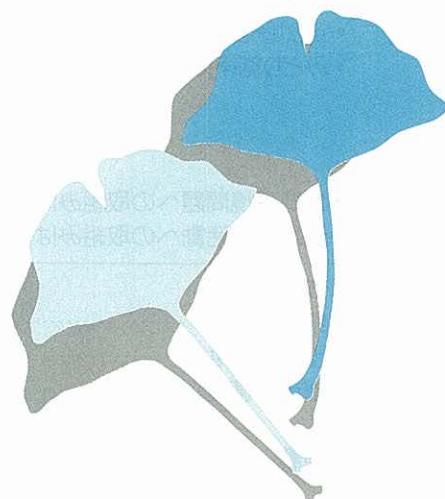
第3章 施策目標と施策展開	37
□2006年の神奈川のすがた	38
I 健やかな福祉社会をめざして	41
1 生涯を通じた健康づくり	42
2 身近な地域福祉のしくみづくり	50
3 保健・医療・福祉サービスの基盤づくり	58
4 健康で安心できる環境づくり	72
5 自立し参加する社会づくり	76
II 彩り豊かな生活をめざして	83
1 多彩な文化の振興と創造	84

2 生涯にわたる学習環境づくり	88
3 スポーツのあるまち・くらしづくり	92
4 個性が生きる学校教育の充実	98
5 未来を担う世代の形成	108
6 豊かで安心できる消費生活の実現	114
III 環境との共生をめざして	119
1 環境への負荷の少ない社会づくり	120
2 多様な自然環境との共生	128
3 地域からの地球環境保全	134
4 環境を守る協働のしくみづくり	138
IV 安全で魅力ある都市をめざして	145
1 計画的で総合的な都市づくり	146
2 災害に強く安全なまちづくり	156
3 交流と連携による活力あるまちづくり	171
4 快適なくらしを支えるまちづくり	178
5 人と自然にやさしいまちづくり	189
6 安心して暮らせる地域社会の実現	198
V 活力ある地域経済をめざして	211
1 地域に根ざした科学技術の展開	212
2 新しい産業の創出環境の整備	218
3 既存の産業の高度化促進	224
4 地域の活力と特色を生かした産業の展開	229
5 働く場の確保と労働環境の整備	233
6 多彩で魅力ある農林水産業の展開	238
7 県土づくりに寄与する農林水産業の展開	249
VI 平和な地球市民社会をめざして	259
1 地球市民の輪を広げる国際政策の展開	260
2 基地返還の促進	268
VII 共に生きる参加型社会をめざして	273
1 自己実現がより可能となる社会づくり	274
2 男女共同参画社会の実現	280
3 開かれた県政づくり	285
4 情報政策の新たな展開	290
5 分権型行財政システムへの転換	295

第4章 施策の重点的な取組み	301
I 5つの県土構想	303
1 京浜臨海部再編整備構想	304
2 県央・湘南都市圏整備構想	308
3 県西地域活性化構想	312
4 水源地域総合保全整備構想	316
5 都市緑化ベルト整備構想	321
II 8つの重点政策課題	325
1 福祉社会の基盤づくり	326
2 いきいき県民ライフの環境づくり	332
3 未来を拓く人づくり	337
4 環境共生・循環型都市づくり	342
5 新たなニーズと人をつなぐ産業基盤づくり	348
6 地域高度情報化の基盤づくり	354
7 共生社会に向けての環境づくり	357
8 地震災害に強い都市づくり	363
第5章 施策展開にあたって	367
1 計画の推進にあたって	369
2 個別計画の位置づけ	370
3 財政収支の見通し	374

〔地区実行計画〕

第6章 地区実行計画	377
« 国際文化交流都市圏 »	380
I 川崎地区	382
II 横浜地区	392
III 横須賀三浦地区	402
« 環境共生生活都市圏 »	412
IV 津久井地区	414
V 県央地区	424
VI 湘南地区	434
« 緑住快適交流都市圏 »	444
VII 足柄上地区	446
VIII 西湘地区	456
○県民・市町村参加の概要	466
付属資料	469



表紙の写真 相模原中央緑地（相模原市大野台）

▼次の施策は、記載の番号の主要施策及び重点プロジェクトをご覧下さい。

分 野	主要施策(記載頁)	重点プロジェクト(記載頁)
●健 康・福 祉		
・健康づくり施策は	1(43)～6(46)、43(73)～49(75)、82(102)	II-1(328)
・医療体制や疾病対策は	7(46)、10(48)～13(49)、27(59)～34(65)	II-1(328)
・高齢者に対する施策は	9(47)、14(51)～20(54)、35(66)～37(67) 52(78)、54(79)～56(80)、173(181) 181(190)、236(234)	II-1(328)、3(330)
・障害者に対する施策は	8(47)、14(51)～17(53)、22(55)、24(56)～26(57) 35(66)～37(67)、53(79)～56(80)、81(101) 87(104)～90(105)、92(106)、181(190)、236(234)	II-1(328)、3(330)、18(362)
・児童福祉・少子化対策は	3(44)、21(55)～23(56)、35(66)～37(67) 55(80)、56(80)	II-7(339)
・保健・医療・福祉の人材養成は	38(68)～42(71)	II-2(329)
●文化・スポーツ・教育		
・文化活動への支援・文化財保護は	57(85)～62(87)	II-4(334)
・生涯学習の環境づくりは	63(89)～69(91)	II-5(335)
・スポーツ施策は	70(93)～75(95)	II-5(335)
・国体開催の取組みは	76(96)、77(96)	II-8(340)
・学校教育は	78(99)～95(107)	II-8(340)、9(341)
・青少年の育成やいじめ対策は	23(56)、80(101)、96(109)～103(113)	
・消費者に対する施策は	104(115)～106(116)	
●環 境・みどり		
・公害防止対策は	107(121)～111(124)	
・廃棄物対策やリサイクルは	112(126)、113(127)、263(254)、264(254)	I-3(310)、II-10(344)
・自然保護の取組みは	114(129)～119(132)	I-6(319)
・みどり施策は	114(129)～119(132)、 130(147)～138(153)、143(158) 182(191)～186(193)、189(196)～191(197) 257(250)～260(251)、266(256)、267(257)	I-2(307)、3(310)、5(318) 6(319)、8(323)
・地球環境問題への取組みは	120(135)～123(137)	II-11(346)
・環境保全活動への取組みは	119(132)、124(139)～129(142)	I-6(319)、8(323)
●まちづくり		
・県土政策は	130(147)～138(153)、168(177)、234(232)	I-1(306)～8(324)
・土地利用は	117(130)、139(154)	
・都市整備は	140(155)、141(155)、170(179)～172(180) 181(190)～191(197)	
・地震・防災対策は	31(63)、32(63)、142(157)～159(170) 265(255)、287(279)	II-19(365)
・公共交通網の整備は	160(172)～162(173)	I-2(307)、3(310)、4(314)
・道路網の整備は	144(159)、163(174)～167(176)	I-2(307)、3(310)、4(314)

分 野	主要施策(記載頁)	重点プロジェクト(記載頁)
• 住宅対策は	173(180)～176(183)	
• 上・下水道の整備は	177(184)～180(188)	
• 防犯・交通安全は	192(199)～209(208)	
●産業・雇用		
• 科学技術政策は	210(213)～218(217)	II-12(350)
• クリーンエネルギーの取組みは	122(136)、180(188)、183(192)、188(195)	I-3(310)、II-11(346)
• 新しい産業の振興策は	219(219)～225(222)、235(232)	I-1(306)、II-14(352)
• 商工業・サービス業への支援策は	226(225)～233(231)	I-1(306)、I-4(314)、II-14(352)
• 雇用対策は	236(234)	
• 職業能力の開発は	238(236)～240(237)	II-13(351)
• 農業の振興は	241(239)～243(240)、246(242)、 249(244)～254(246)、260(251)、 262(253)～267(257)	
• 林業の振興は	244(241)、247(243)、249(244)、250(244) 254(246)、255(247)、257(250)～259(251) 265(255)、266(256)	I-5(318)、I-6(319)
• 水産業の振興は	245(241)、248(243)～250(244)、254(246) 256(248)、261(252)、263(254)、265(255) 268(257)	
●国際交流		
• 国際交流の取組みは	269(261)～271(262)、275(265)～278(267)	II-9(341)
• 外国籍県民に対する施策は	54(79)、272(263)、273(264)	II-17(360)
• 平和への取組みは	274(264)、275(265)	
• 基地対策は	279(269)～281(270)	
●参加・システム改革		
• 人権施策は	7(46)、10(48)、19(54)、23(56)、24(56) 55(80)、56(80)、80(101)、272(263)、273(264) 282(275)～284(276)、288(281)	
• ボランティア政策は	50(77)、51(78)、69(91)、79(100)、99(111) 119(132)、157(169)、285(277)～287(279)	II-6(336)
• 女性政策は	3(44)、236(234) 288(281)～294(284)	II-16(359)
• 情報公開・提供は	295(286)～298(287)	
• 県民参加は	300(289)、301(289)	
• 情報政策は	79(100)、169(177)、209(208)、220(220)、229(226) 250(244)、299(288)、302(291)～307(293)	II-15(356)
• 地方分権の取組みは	308(296)～310(298)	
• 行財政改革の取組みは	VII-5-(4)(298)	

